
下北地域新ごみ処理施設整備事業
入札説明書

令和2年8月7日

下北地域広域行政事務組合

下北地域新ごみ処理施設整備事業 入札説明書

目 次

用語の定義	1
第1章 入札説明書の位置付け	3
第2章 事業の概要	4
第3章 入札参加に関する条件等	9
第4章 落札者の決定	12
第5章 入札の手続等	14
第6章 提出書類	18
第7章 提出書類作成要領	19
第8章 その他	22
別紙1 令和2年度下北地域広域行政事務組合郵便入札実施要綱	23
別紙2 本事業において当組合が建設事業者を支払う対価について	28
別紙3 リスク分担表	29

用語の定義

No	用語	定義
1	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る当組合と建設事業者との間で締結される下北地域新ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
2	建設工事請負仮契約書（案）	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設建設工事請負仮契約書(案)」をいう。
3	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する事業者をいう。
4	構成市町村	下北地域一般廃棄物等処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理事務とする「むつ市」「大間町」「東通村」「風間浦村」「佐井村」の5市町村をいう。
5	ごみ焼却施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、高水分ごみ、リサイクルプラザからの破碎可燃物、選別可燃物等を焼却処理するための施設である。入札説明書等において示すごみ焼却施設の工事範囲に配置される、ごみ焼却施設工場棟、計量棟、洗車場及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。
6	構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
7	設計・建設業務	本事業において実施する本施設の設計・建設に係る業務をいう。
8	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
9	当組合	下北地域広域行政事務組合をいう。
10	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する入札参加資格審査通過前の単独企業又は共同企業体をいう。
11	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は共同企業体をいう。
12	入札書類	入札参加者が本事業の入札に際し、当組合に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
13	入札説明書	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 入札説明書」をいう。
14	入札説明書等	当組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、発注仕様書、様式集、建設工事請負仮契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
15	発注仕様書	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 発注仕様書」をいう。
16	本事業	当組合が実施する下北地域新ごみ処理施設整備事業をいう。
17	本施設	本事業において設計・建設される下北地域新ごみ処理施設（ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ）をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
18	様式集	入札公告時に公表する「下北地域新ごみ処理施設整備事業 様式集」をいう。
19	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された本事業を実施する者をいう。

20	リサイクルプラザ	本施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみ等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物を選別、圧縮、梱包する選別設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示すリサイクルプラザの工事範囲に設置されるストックヤード及び該当する範囲の外構等の全てを含めていう。循環型社会形成推進交付金交付要綱上のリサイクルセンターを指す。
----	----------	--

第 1 章 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、当組合が推進する本事業について、これを実施する建設事業者を決定するにあたり、本事業の入札（以下「本入札」という。）への入札参加希望者に配布するものである。本事業に係る入札公告による条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下の別添資料 1 から 3 に示す文書は、本入札説明書と一体のものである。

別添資料 1：発注仕様書

別添資料 2：様式集

別添資料 3：建設工事請負仮契約書（案）

第2章 事業の概要

1 事業名称

下北地域新ごみ処理施設整備事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ及び関連施設）

3 公共施設等の管理者等の名称

下北地域広域行政事務組合管理者 宮下 宗一郎

4 事業の目的

本事業は、ごみ焼却施設及びリサイクルプラザの整備を行うものであり、本事業により一般廃棄物の適正処理を推進し、環境負荷の低減を図るとともに、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行うものである。また、住民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を見据えたものとする。

5 公共施設等の概要

(1) 名称

下北地域新ごみ処理施設

(2) 建設予定地

ア 所在地 青森県むつ市大字奥内字今泉地内
イ 敷地面積 事業用地面積：19,338 m²

(3) 施設の概要

ア ごみ焼却施設

	概 要
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ方式）
処理能力	86t/日（43t/24h×2 炉）
処理対象物	可燃ごみ、高水分ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルプラザからの可燃残渣

イ リサイクルプラザ

	概 要	
処理方式	破碎設備	一次破碎＋二次破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋粒度選別＋風力選別＋金属圧縮成型＋保管
	選別設備	人力選別＋磁力選別＋圧縮梱包等＋保管
	保管設備	保管
処理能力・ 処理対象物	14.0t/日（5h）	
処理対象物	破碎設備	11.3t/日（不燃ごみ 6.2t/日、粗大ごみ 5.1t/日）
	選別設備	2.7t/日（ペットボトル 0.4t/日、びん類 1.6t/日、缶類 0.7t/日）
	保管設備	－（有害ごみ、紙類、白色トレイ）

6 事業期間

事業期間は、当組合が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和6年3月31日までの

期間とする。

7 事業方式

本事業では、本施設の設計・建設に係る業務を建設事業者が行う。

また、当組合は、本施設の竣工後、別途選定する運営事業者に本施設の包括的な運営・維持管理に係る業務を長期にわたって委託することを想定している。

なお、当組合は、上記委託期間を含めて本施設を30年間にわたって使用する予定であり、建設事業者は30年間の使用を前提として設計・建設業務を行うこととする。

当組合は、本施設の建設に係る資金調達を行い、本施設を所有するものとする。

なお、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

8 事業範囲

建設事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、発注仕様書を参照すること。

(1) 建設事業者が実施する業務範囲

ア 設計・建設業務

- (ア) 建設事業者は、当組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- (イ) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。
- (ウ) 工事範囲の詳細は、発注仕様書（別添資料1）を参照すること。
- (エ) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- (オ) 建設事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、当組合と連携して適切な対応を行う。
- (カ) 建設事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等当組合が実施する業務に対して協力する。
- (キ) 建設事業者は、本事業後に予定される本施設の運営委託事業の受託者に対し、運営委託事業が円滑に進むよう、当組合の要請に応じて積極的な情報提供や協議参加等の対応を行う。

(2) 当組合が実施する業務範囲

当組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

当組合は、本事業を実施するための敷地を確保する。なお、本事業への敷地引渡しは、建設工事請負契約を締結した後、速やかに行うことを計画している。

イ 環境影響評価の実施

当組合は、生活環境影響調査手続きを実施済みである（令和元年5月完了）。なお、建設事業者は、「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。

ウ 業務実施状況のモニタリング

当組合は、本施設の設計期間及び建設期間を通じ、本事業に係る監督職員を配置し、設計についての承諾などの設計監理及び工事監理を行う。設計監理及び工事監理においては、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求める。

- (ア) 承諾申請図書の承認及び評価

- (イ) 施工計画書の承認
- (ウ) 施工状況及び工程の確認
- (エ) 施工検査、工場検査
- (オ) 工事の是正処理への勧告
- (カ) 試運転計画書、試運転時各試験計画書の承認
- (キ) 試運転時の各試験結果の承認
- (ク) 中間及び竣工検査の実施
- (ケ) 出来形検査の実施
- (コ) その他組合が必要と認める事項

エ 建設費の支払い

当組合は、建設事業者に対し、設計・建設費を支払う。

オ 周辺住民同意の取得等の住民対応

当組合は、本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

カ 本事業に必要な手続き

当組合は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続きを行う。

キ その他

当組合は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む各種行政手続等を行う。

(3) 建設事業者の収入（当組合からの支払分）

当組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者を支払う（別紙2参照）。

9 事業者選定のスケジュール（予定）

本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。

時 期	内 容
① 令和 2 年(2020 年)8 月 7 日(金)	入札公告 入札説明書等（入札説明書、発注仕様書、様式集及び建設工事請負仮契約書（案））の公表
② 令和 2 年(2020 年)8 月 20 日(木)まで	入札説明書等に関する質問の受付
③ 令和 2 年(2020 年)8 月 28 日(金)	入札説明書等に関する質問への回答の公表
④ 令和 2 年(2020 年)9 月 4 日(金)まで	入札参加資格審査申請書類の受付
⑤ 令和 2 年(2020 年)9 月 9 日(水)まで	入札参加資格審査結果の通知
⑥ 令和 2 年(2020 年)9 月 15 日(火)まで	入札書類の提出期限
⑦ 令和 2 年(2020 年)9 月 16 日(水)	開札、落札者の決定及び公表
⑧ 令和 2 年(2020 年)9 月 25 日(金)まで	建設工事請負仮契約の締結
⑨ 令和 2 年(2020 年)9 月下旬から 10 月中旬	当組合議会の議決を得て、建設工事請負契約締結

10 法令等の遵守

当組合及び建設事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (2) 再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- (4) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (5) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (6) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (7) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (8) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (9) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (10) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (11) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (12) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- (13) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (14) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (15) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (16) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- (17) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- (18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- (19) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (20) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (21) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (22) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- (23) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (24) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (25) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (26) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (27) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (28) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

- (29) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (30) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- (31) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
- (32) ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- (33) 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
- (34) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (35) 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年青森県条例第 43 号）
- (36) 青森県景観条例（平成 8 年青森県条例第 2 号）
- (37) むつ市公害防止条例（昭和 51 年条例第 3 号）
- (38) その他本事業に関連する法令、条例等

第3章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、単独企業又は共同企業体とする。入札参加者を構成する構成企業は、入札参加資格申請時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 共同企業体を設立する場合は、特定建設工事共同企業体の甲型と乙型の別を問わない。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数については特に定めない。また、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (4) 入札参加者は、「第3章 2 (1)ア」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する代表企業として定め、入札参加者が単独企業の場合は当該企業が代表企業となり、共同企業体の場合は代表企業が共同企業体の代表者となる。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うこととする。
- (5) 入札参加資格審査申請書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は認めない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることはできない。
- (7) 入札参加者の構成企業のいずれかと、「財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

2 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、次の(1)及び(2)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

(1) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

ア ごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

構成企業のうちごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記(ア)の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。
- (イ) 入札参加資格審査申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「清掃施設工事」における総合評定値が1,200点以上かつ「建築一式工事」における総合評定値が700点以上であること。
- (ウ) 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。
 - ・平成22年4月1日以降に受注した地方公共団体の一般廃棄物処理施設であり、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模70t/日以上かつ複数炉構成とする）。

イ リサイクルプラザのプラント設備の設計・建設を行う者の要件

構成企業のうちリサイクルプラザのプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記(ア)の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。

- (イ) 入札参加資格審査申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「清掃施設工事」における総合評定値が1,200点以上かつ「建築一式工事」における総合評定値が700点以上であること。
- (ウ) 以下の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。
 - ・平成22年4月1日以降に受注した地方公共団体の一般廃棄物処理施設であり、リサイクル施設。

(2) 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件のうち全ての要件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- イ 建設業法第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。
- エ 入札参加資格審査申請書受付最終日時点の経営規模等評価結果通知書・総合評価通知書の「建築一式工事」における総合評定値が700点以上であること。

3 構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (6) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (7) 当組合が本事業に係る「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定支援等業務」を委託している者及びこの者と当該事業者選定支援等業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、当組合の「新ごみ処理施設整備に係る事業者選定支援等業務」を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格審査基準日は入札参加資格審査申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、入札参加資格審査基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (2) 入札参加資格審査基準日の翌日から入札書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が入札

参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。

- (3) 入札書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、当組合は当該入札参加者を入札から除外する。
- (4) 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当組合は落札者と建設工事請負契約を成立させないことができるものとする。この場合において、当組合は落札者に対して一切の費用負担を負わない。

5 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 共同企業体の形態は、共同施工方式と分担施工方式の別を問わない。
- (3) 代表企業は、本事業において中心的な役割を担うごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。
- (4) 当組合と契約を締結した共同企業体の有効期間は、当該工事の契約の終了後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につきし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

6 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）は、事後公表とする。

(1) 留意事項

- ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に当組合が建設事業者を支払う設計・建設業務に係る対価の上限額である。
- イ 予定価格及び入札書比較価格には、建設工事請負契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

第4章 落札者の決定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、入札は「別紙1 令和2年度下北地域広域行政事務組合郵便入札実施要綱」に基づき、郵便入札とする。

入札価格が最も低い者が2者以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない当組合職員にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、当組合ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 建設工事請負契約に関する協議及び建設工事請負契約の締結

当組合は、落札者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。なお、仮契約は、建設工事請負契約について当組合が本契約を成立させる旨の意思表示をした日をもって本契約となる。

(2) 契約の無効

当該契約が組合議会で否決された場合は、当該契約は無効とし、これにより落札者に生じるいかなる損害についても、当組合は、その責を負わないものとする。

(3) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、建設工事請負契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

(4) 契約保証金

落札者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約締結日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負仮契約書（案）（第4条）による。

(5) 損害賠償等

落札者の構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当すると当組合が認めた場合、当組合は、落札者に書面で通知することにより、建設工事請負仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができる。

この場合において落札者は、当組合の請求に基づき、本事業の落札金額及びこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額の違約金を当組合に支払う義務を連帯して負担するものとする。

なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により当組合が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について当組合が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。この場合、係る落札者の損害賠償債務も連帯債務とする。

ア 落札者が自らの都合により契約を締結しないことを申し出たとき

イ 落札者が次のいずれかに該当するとき

- (ア) 役員等（その法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (イ) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の締結にあたり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) 落札者の構成企業が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約又は下請契約その他本事業に関連する契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、当組合が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。
- (ク) 落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行政事件訴訟法」という。）第 14 条に規定する期間内に行政事件訴訟法第 3 条第 1 項の抗告訴訟を提起せず、当該排除措置命令が確定したとき。
- (ケ) 落札者が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、行政事件訴訟法第 14 条に規定する期間内に行政事件訴訟法第 3 条第 1 項の抗告訴訟を提起せず、当該納付命令が確定したとき。
- (コ) 落札者が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法第 3 条第 1 項の抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (サ) 落札者（落札者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。
- (シ) 排除措置命令又は納付命令が落札者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、建設工事請負契約に関して落札者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令又は当該命令に係る判決が確定したとき（(ア)から(ウ)までに規定する「確定したとき」をいう。）

(6) 再度の入札の取扱い

下記の事項のいずれかに該当する入札参加者は、再度の入札に参加できないものとする。

ア 無効となる入札をした場合

イ 入札に参加しなかった場合

ウ その他、故意又は過失により本入札手続きを著しく遅滞させたと認められる場合

第5章 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表・配布

当組合は、次のとおり、入札説明書等を公表・配布する。

ア 入札説明書等の公表

入札説明書等については、令和2年8月7日（金）の入札公告と同時に当組合のホームページにおいて公表する。

イ 入札説明書等の配布

入札説明書等の個別配布は行わない。

(2) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第5章 1 (10)事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel（Windows版）とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 令和2年8月7日（金）から令和2年8月20日（木）17時まで

(3) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する回答は、以下の日程に当組合ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等は行わない。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると当組合が判断した質問については回答しない。

(ア) 令和2年8月28日（金）

(4) 入札参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により入札参加資格審査の申請を行わなければならない。入札参加資格審査申請書類は、正本1部、副本1部を以下のとおり提出すること。期限までに入札参加資格審査申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。郵送は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出書類

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

郵送とする。

ウ 受付場所

「第 5 章 1 (10) 事務局」を参照

エ 提出期限

令和 2 年 9 月 4 日 (金) 17 時必着

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、入札参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和 2 年 9 月 9 日 (水) までに通知する。

なお、入札参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格審査結果の通知により、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、当組合に対して、令和 2 年 9 月 11 日 (金) までに入札参加資格がないと認めた理由を問う書面 (様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。) を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

当組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和 2 年 9 月 15 日 (火) までに回答する。

(7) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、本入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、入札辞退届 (様式第 7 号) を提出すること。

(8) 入札書類の提出

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第 6 章 3 入札書類」に示す入札書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出先に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 入札書類の提出について

(ア) 提出期限

令和 2 年 9 月 15 日 (火)

(イ) 提出方法

郵送とする。(郵便入札)

(ウ) 提出先

「別紙 2 令和 2 年度下北地域広域行政事務組合郵便入札実施要綱」を参照

(9) 開 札

入札書の開札は、次のとおり行う。

ア 日時

令和 2 年 9 月 16 日 (水) 10 時

イ 場所

下北地域広域行政事務組合

ウ 入札回数

3 回を限度とする。

エ 入札書の開札は、入札立会人として当該入札事務に関係のない当組合職員 2 人を立ち会わ

せて行う。

オ 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札参加者に提出期限等を速やかに連絡のうえ再度の入札を行う。3度目の入札においても、当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(10) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

事 務 局	:	下北地域広域行政事務組合 新ごみ処理施設建設課
住 所	:	〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
T E L	:	0175-22-1111 (内線 : 5166)
F A X	:	0175-22-2580
電 子 メール	:	kensetsu@city.mutsu.lg.jp
ホームページ	:	http://shimoko.e-shimokita.jp/

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札の延期等

当組合は、競争性を確保し得ないと認めたとき又は当組合管内で大規模な災害が発生して本入札の執行が困難な状況が発生したときは、本入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

なお、前述の理由により当組合が入札の延期・中止・取消しを行ったとき、それまで入札参加者にかかった費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの

ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札

エ 入札書の事業名、事業場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書

オ 入札書の事業名、事業場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書

カ 同一人がした 2 通以上の入札書

キ 工事費内訳書が同封されていない入札書

ク 入札書において記載される入札価格（総額）と工事費内訳書に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない入札（様式第 11 号と様式第 11 号別紙に記載の設計・建設業務に係る対価の金額の各合計が一致しないとき）

ケ 送付された入札書が提出期限（令和 2 年 9 月 15 日（火））までに提出先に到達しないもの

コ 入札参加資格審査申請書類及び入札書類等に虚偽の記載をした者が入札した入札書

サ 入札参加者が連合して入札した入札書

- シ 本入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ス その他入札に関する条件に違反した入札書

(4) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、入札参加者の負担とする。

(5) 使用言語、単位、通貨及び時刻

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

(6) 入札書類の取り扱い

提出を受けた入札書類は返却しない。

(7) 入札保証金

免除する。

(8) その他

ア 入札参加者が 1 者であった場合も、開札を行う。

イ 当組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有する。

第6章 提出書類

1 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書 (様式第2号)
- (2) 構成企業一覧表 (様式第3号)
- (3) 委任状（代表企業） (様式第4号)
- (4) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第5号)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第6号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第7号)

3 入札書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類	部数
入札書類提出届等	各1部
入札書	各1部

(1) 入札書類提出届等

- ア 入札書類提出届 (様式第8号)
- イ 発注仕様に関する誓約書 (様式第9号)
- ウ 連合入札に関する誓約書 (様式第10号)

(2) 入札書

- ア 入札書 (様式第11号)
- イ 工事費内訳書 (様式第11号別紙)

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に当組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 入札参加資格審査申請時の提出書類

入札参加資格審査申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に当組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札参加資格審査申請書（様式第2号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして正本1部、副本1部を提出すること。

3 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に当組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第11号）及び工事内訳書（様式第11号別紙）は、次の方法により封入すること（別紙1参照）。
 - ア 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
 - イ 入札書（様式第11号）及び工事内訳書（様式第11号別紙）を内封筒に入れ、封かんの上、内封筒の表面に、「入札書及び工事費内訳書在中」と朱書きするとともに、事業名、事業場所名、開札日、入札参加者名又は共同企業体名（代表企業名を入れた任意のグループ名とし、入札参加者が設定する。以下同じ。）及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。
 - ウ 外封筒には、入札書及び工事内訳書を封入した内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙（名刺等）、入札書類提出届（様式第8号）、発注仕様に関する誓約書（様式第9号）、連合入札に関する誓約書（様式第10号）を入れ、外封筒の表面に「下北地域新ごみ処理施設整備事業入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者名又は共同企業体名及び代表企業の称号又は名称等を記載すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務の金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、算定すること。また、建設工事請負契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

4 留意事項

入札書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

- (1) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当組合と建設事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設的设计・建設の責任は、原則として建設事業者が負う。ただし、当組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、建設事業者との協議を経た上で当組合が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び当組合と建設事業者との責任分担は、原則として「別紙3 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、建設工事請負契約で定める。

(2) 保険

ア 建設事業者は発注仕様書に基づき第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 資金調達

当組合における設計・建設業務に係る対価の財源は、循環型社会形成推進交付金及び当組合構成市町村の負担金であり、当組合構成市町村では、本事業に関して一般廃棄物処理事業債等の活用を予定している。建設事業者は、当組合及び当組合構成市町村における財源措置を踏まえた施設整備及び事業スケジュールを提案するほか、その他協力すること。

(4) 業務の委託

建設事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、建設事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、当組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 地元への配慮

ア 雇用については、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するとともに、地元雇用に配慮すること。なお、地元とは、当組合管内をいう。

イ 下請人等を選定する際は、当組合管内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

(6) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 建設事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 建設事業者の実施する業務が、建設工事請負契約で定める建設事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、当組合は、建設事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。建設事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合、当組合は、建設工事請負契約を解除することができる。

(イ) 建設事業者が倒産し、又は建設事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、建設工事請負契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、当組合は建設工事請負契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により当組合が建設工事請負契約を解除した場合、建設事業者は、当組合に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 当組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 当組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、建設事業者は建設工事請負契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)により建設事業者が建設工事請負契約を解除した場合、当組合は、建設事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他当組合又は建設事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、当組合及び建設事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前書面によるその旨の通知をすることにより、当組合及び建設事業者は、建設工事請負契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、建設工事請負契約に定める。

(7) 当組合による本事業の実施状況の監視

当組合は、建設事業者が実施する実施状況が発注仕様及び建設工事請負契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。

第8章 その他

1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることのほか、本入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格審査結果の通知前においては当組合ホームページにおいて公表する。適宜、当組合ホームページにおいて確認すること。また、入札参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、当組合のホームページ及び電子データを通じて行う。

別紙 1 令和 2 年度下北地域広域行政事務組合郵便入札実施要綱

令和 2 年度下北地域広域行政事務組合郵便入札実施要綱

令和 2 年 4 月 23 日

下北地域広域行政事務組合告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、感染がまん延する恐れのあるウイルスが組織する地方自治体で発生している場合又は発生する恐れがある場合に、ウイルスの感染及びその拡大を防ぐために令和 2 年度において実施する郵便による入札（以下「郵便入札」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第 2 条 郵便入札の対象となる案件は、競争入札に付する建設工事、業務委託又は物品の調達のうち感染症等に係るむつ市の対策本部が決定したものとする。

(郵便入札に係る公告等)

第 3 条 郵便入札を実施しようとするときは、一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書にその旨を記載するものとする。

(入札書等の提出方法)

第 4 条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、建設工事にあつては入札書及び工事費内訳書を、業務委託又は物品の調達にあつては入札書を次に掲げる方法により郵送しなければならない。

- (1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書及び工事内訳書又は入札書（以下「入札書等」という。）は内封筒に入れ、封かんの上、内封筒の表面に、建設工事にあつては「入札書及び工事費内訳書在中」と、業務委託又は物品の調達にあつては「入札書在中」と朱書きするとともに、次に掲げる事項を記載すること。

ア 工事名、業務名又は物品名

イ 工事場所、業務場所又は納入場所

ウ 開札日

エ 入札者の商号又は名称

- (3) 外封筒には、内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙（名刺等）を入れ、外封筒の表面に「〇〇工事（業務、物品）入札書在中」と朱書

きするとともに、入札者の商号又は名称が分かるようにすること。

- 2 入札書等は指定郵便局への留め置きによる一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、次条に規定する提出期限までに、公告又は指名競争入札通知書（以下「公告等」という。）で指定された提出先に提出しなければならない。
- 3 入札の参加に要した全ての費用は、開札の結果、入札の中止等にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（入札書等の提出期限）

第5条 入札書等の提出期限は、原則として開札日の前日（当該日が休日の場合はその前日）とし、公告等により指定する。

（入札書等の受領、管理等）

第6条 管理者は、入札書等を受領したときは、開札まで金庫に保管する等の確実な方法により厳重に保管しなければならない。

- 2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで内封筒を開封してはならない。
- 3 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

（入札の辞退等）

第7条 入札指名通知等を受けた者が、郵便入札において入札を辞退しようとするときは、開札日の前日までに辞退届を郵送により提出しなければならない。なお、入札を辞退した場合は、それを撤回することはできない。

- 2 前項の場合において、開札日の前日までに入札書等が指定郵便局に到達していない時は、入札を棄権したものとみなす。
- 3 入札参加者は、入札書等を郵送により差し出した後に入札を辞退することはできない。

（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 指定された方法以外の方法により提出された入札
- (3) 指定された提出期限を過ぎて到達した入札
- (4) 建設工事の場合において、工事費内訳書が同封されていない入札
- (5) 建設工事の場合において、入札書の金額が工事費内訳書のアmountと異なる入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがた

い入札又は金額を訂正した入札

(7) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金額の納付額が不足である者のした入札

(8) その他入札条件に違反した入札

(入札の延期等)

第9条 管理者は、郵便入札において、郵便事情等による事故が発生したとき、又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。この場合においては、速やかにその旨及びその理由を公告するものとする。

(開札等)

第10条 入札書の開札は、公告等により指定した場所において、入札立会人として当該入札事務に関係のない下北地域広域行政事務組合（以下「組合」という。）の職員2人を立ち合わせて行わなければならない。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定める。

(落札決定の通知等)

第11条 落札者を決定したときは、速やかに書面により通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(入札結果の公表)

第12条 管理者は、落札者の決定後、下北地域広域行政事務組合公共工事の入札及び契約に係る公表事項取扱要綱（平成26年下北地域広域行政事務組合訓令甲第15号）の規定により、速やかに入札結果を公表する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

郵便入札の実施について

下北地域広域行政事務組合総務課

組合では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵便入札を実施することとしました。実施方法については次のとおりとなりますので、参考にしてください。

1. 入札書等の提出方法

- ①. 外封筒及び内封筒の二重封筒としてください。
- ②. 入札書等は内封筒に入れ、封かんの上、内封筒の表面に、建設工事にあつては「入札書及び工事費内訳書在中」と、業務委託又は物品の調達にあつては「入札書在中」と朱書きするとともに、次に掲げる事項を記載してください。
 - ア 工事名、業務名又は物品名
 - イ 工事場所、業務場所又は納入場所
 - ウ 開札日
 - エ 入札者の商号又は名称
- ③. 外封筒には、内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙（名刺等）を入れ、外封筒の表面に「〇〇工事（業務、物品）入札書在中」と朱書きするとともに、入札者の商号又は名称が分かるようにしてください。
- ④. 入札書等は指定郵便局への留め置きによる一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、提出期限（原則として開札日の前日（当該日が休日の場合はその前日））までに、入札説明書等で指定された提出先に提出してください。

※注意事項

- ・入札の参加に要した全ての費用は、開札の結果、入札の中止等にかかわらず、入札参加者の負担となります。
- ・入札書等を郵便により差し出した後に入札を辞退することはできません。
- ・入札を辞退しようとする場合は、開札日の前日までに辞退届を郵送により提出してください。なお、入札を辞退した場合は、それを撤回することはできません。
- ・開札日の前日までに入札書等が指定郵便局に到達していない時は、入札を棄権したものとみなします。

（裏面へ続く）

2. 入札書の開札等について

入札書の開札は、公告等により指定した場所において、入札立会人として当該入札事務に関係のない組合の職員2人を立ち合わせて行います。

また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、入札立会人にくじを引かせて落札者を定めます。

なお、落札者を決定したときは、速やかに書面により通知します。

3. 外封筒の記載例について

〒035-8799

青森県むつ市新町8番10号
むつ郵便局留め

〒035-0073
青森県むつ市中央一丁目8番1号

下北地域広域行政事務組合
総務課 行

〇〇工事（業務、物品）入札書在中
□□商事株式会社

別紙 2 本事業において当組合が建設事業者を支払う対価について

1 対価の構成

本事業において当組合が建設事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務費用	■設計・建設業務に係る対価

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約の定めによる。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・建設期間における各会計年度の出来高予定割合は次のとおりとし、各会計年度の支払限度額は、契約書作成時に通知する。

なお、各会計年度末の支払いは、各会計年度限度額の範囲内で出来高金額の100%を支払うものとする。

※各会計年度の支払限度割合

令和2年度 0%

令和3年度 5%

令和4年度 25%

令和5年度 70%

イ 前金払

各会計年度限度額の40%以内とする。

4 物価変動等による改定

建設工事請負契約書の定めによる。ただし、当組合は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、建設事業者から申出等があったときには、協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、建設事業者は、建設工事請負仮契約書（案）第25条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、当組合は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の建設事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

別紙3 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		組合	建設事業者	
共通	入札書類リスク	入札説明書、見積仕様書等の誤記、提示漏れにより、当組合の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	組合の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		建設事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結議会に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	組合の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	建設事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	建設事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	インフレ、デフレ ^{注2}	○	△
事故の発生リスク	設計、建設において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク (債務不履行リスク)	組合の指示、組合の債務不履行によるもの	○		
	建設事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		建設事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		建設事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	組合の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	

○主分担、△従分担

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		組合	建設事業者	
建設段階	工事費増大リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	発注仕様の不適合（施工不良を含む）		○

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は建設事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3) 不可抗力における費用負担については、一定程度までは建設事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。